第８　職員の給与の状況（給与・定員管理等の状況）

１　総括

(1)　人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳 人口（26年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考） 24 年度の 人件費率
25 年度	人 1,703,126	千円 798,660,289	千円 3,830,471	千円 217,609,057	% 27.2	% 29.6

（注）１　県の会計は，一般会計と特別会計に分かれており，普通会計とは，一般会計と一部の特別会計を加えて，会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計である。
２　この表は，歳出に占める人件費（ただし，事業費支弁分を含む。）の割合を平成 25 年度普通会計決算で示したものである。
３　表中「人件費」には，特別職及び議員に支給される給料及び報酬，職員に支給される給料及び手当，地方公務員共済組合負担金，退職手当，恩給及び退職年金，災害補償費等が含まれる。

人件費の状況（普通会計決算）

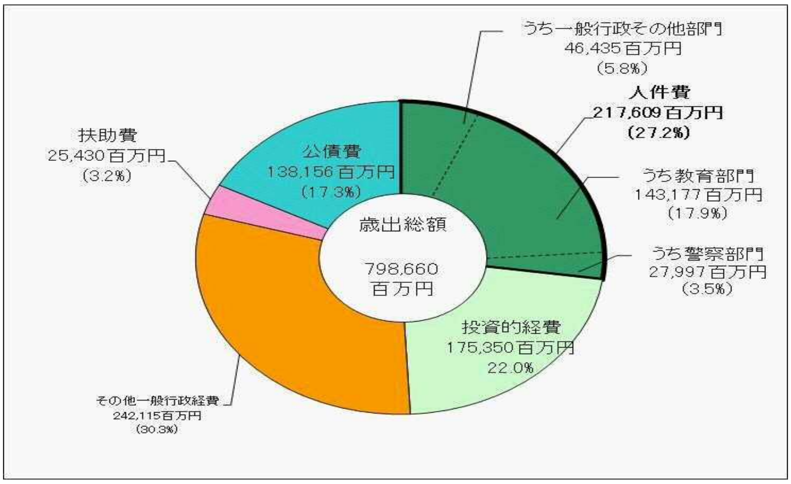

(2)　職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25 年度	人 24,197	千円 103,249,253	千円 21,781,212	千円 37,915,617	千円 162,946,082	千円 6,734

(参考)都道府県一人当たり給与費
千円 6,875

（注）１　職員手当には，退職手当を含まない。
２　職員数は，平成 25 年４月１日現在の人数である。
３　給与費については，任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており，職員数には当該職員を含んでいない。

職員給与費の状況（普通会計決算）

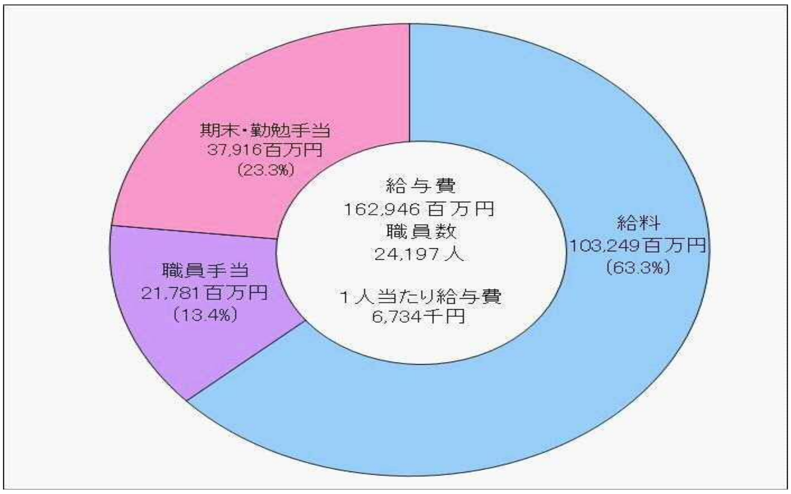

(3)　ラスパイレス指数の状況

県職員の給与水準は，一般行政職の場合，平成２６年４月１日現在で国家公務員の給与水準を 100 とした場合，97.2 となっており，47 都道府県のうち，水準の高い方から 45 番目となっています。

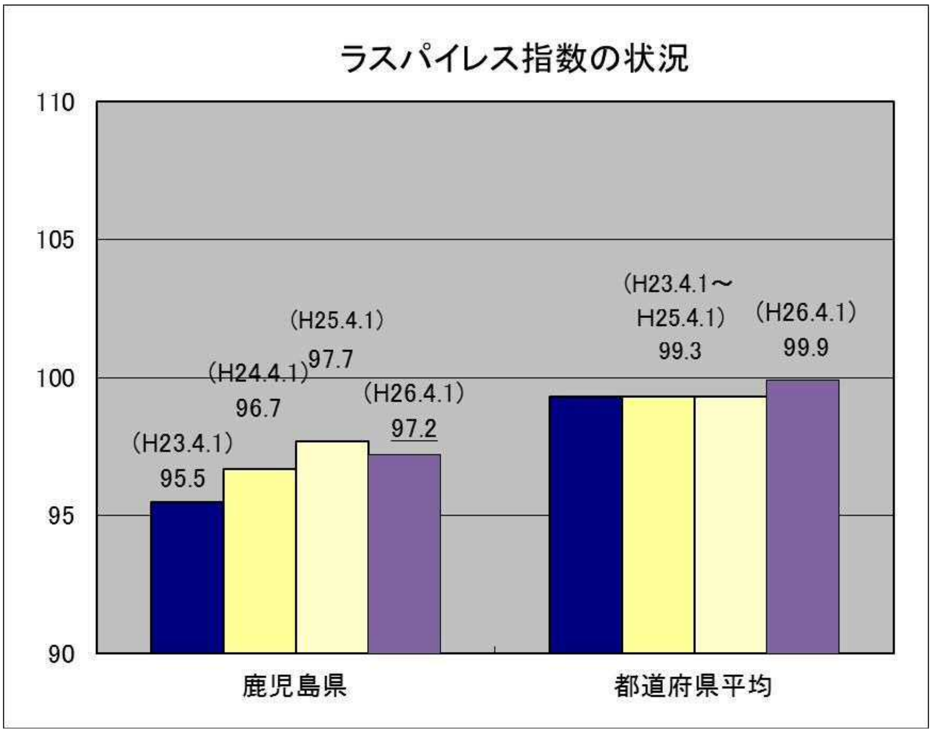

（注）１　ラスパイレス指数とは，全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため，国の職員数（構成）を用いて，学歴や経験年数の差による影響を補正し，国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を１００として計算した指数。

２　平成２４年及び平成２５年は，国家公務員の時限的な（２年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

３　平成２３年，２４年は本県の厳しい財政状況に対応するため実施した本県独自の給料の減額措置反映後の値。

※平成２６年４月１日のラスパイレス指数が，①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合，②３年連続で上昇している場合，③ 100 を超えている場合について，その理由及び改善の見込み

①本県独自の給料の減額措置が終了したため。

(4)　給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)	
２６年度	円 375,829	円 375,036	円 793	% 0.21	% 0.21

(参考) 国の改定率
% 0.27

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合　A	公務員の支給月数　B	較差 A－B	勧告 (改定月数)	
２６年度	月 4.09	月 3.95	月 0.14	月 4.10	月 4.10

(参考) 国の年間支給月数
月 4.10

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

給料表改定時期：平成２７年４月１日

平均引き下げ率：２％

経　過　措　置：国に準じた経過措置として，平成３０年３月３１日までの３年間に限り，給料月額に加え，平成２７年３月３１日に受けていた給料月額との差額を給料として支給することとしている。

② 地域手当の見直し

国に準じて改正を行っており，制度完成時には東京都特別区において勤務する場合には現行より２％高い地域手当が支給されることとなるが，鹿児島県内において地域手当の対象となる勤務地はない。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について，国と同様に見直しを実施

（平成２７年４月１日実施）

2　職員の平均給与月額，初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 26 年４月１日現在）

① 一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
鹿児島県	44.4 歳	335,300 円	409,690 円	369,689 円
国	43.5 歳	335,000 円	同右	408,472 円
都道府県平均	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 国比較ベース	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
鹿児島県	51.2 歳	356 人	343,100 円	395,453 円	372,711 円	−	−	−	−
うち運転技師	52.7 歳	91 人	350,146 円	403,349 円	384,054 円	自家用乗用自動車運転者	59.9 歳	202,000 円	2.00
うち道路整備員	53.7 歳	73 人	356,176 円	410,481 円	393,181 円	−	−	−	−
うち技術補佐員	49.5 歳	111 人	335,791 円	388,126 円	362,835 円	−	−	−	−
うち用務員（学校等）	51.3 歳	20 人	341,000 円	414,269 円	382,322 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	2.08
うち介助員（特別支援学校）	47.5 歳	38 人	323,347 円	366,960 円	339,181 円	−	−	−	−
うち電話交換手	54.8 歳	5 人	363,655 円	365,307 円	363,655 円	−	−	−	−
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	同右	326,611 円	−	−	−	−
都道府県平均	51.2 歳	(平均) 282 人	331,881 円	387,064 円	364,062 円	−	−	−	−

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
鹿児島県	－ 円	－ 円	－
うち運転技師	6,423,960 円	2,679,300 円	2.40
うち道路整備員	－ 円	－ 円	－
うち技術補佐員	－ 円	－ 円	－
うち用務員（学校等）	6,271,764 円	2,747,000 円	2.28
うち介助員（特別支援学校）	－ 円	－ 円	－
うち電話交換手	－ 円	－ 円	－

※民間データは，賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成２３～２５年の３ヶ年平均）

（自家用乗用自動車運転者については鹿児島県データ，用務員については全国データである。）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり，年齢，業務内容，雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは，それぞれ平均給与月額を１２倍したものに，公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当，民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	43.2 歳	375,900 円	432,232 円
都道府県平均	44.8 歳	383,450 円	443,343 円

④ 小・中学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	43.8 歳	381,200 円	443,596 円
都道府県平均	43.5 歳	368,928 円	422,542 円

⑤ 警察職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
鹿児島県	38.4 歳	315,820 円	425,141 円	345,505 円
国	41.3 歳	316,666 円	同右	367,707 円
都道府県平均	38.8 歳	321,974 円	463,360 円	366,254 円

（注）１　「平均給料月額」とは，平成 26 年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは，給料月額と毎月支払われる扶養手当，調整手当，住居手当，時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査で明らかにされているものである。

また，「平均給与月額（国比較ベース）」は，比較のため，国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

		鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	―
	中学卒	129,200 円	―
高等学校教育職	大学卒	192,800 円	―
	短大卒	166,300 円	―
小・中学校教育職	大学卒	192,800 円	―
	短大卒	168,600 円	―
警察職	大学卒	192,300 円	200,000 円
	高校卒	161,500 円	161,500 円

(注) 1 この表は，県に新たに採用された職員の初任給を示したものである。

2 高等学校教職員及び小中学校教育職については，国立学校が法人化されたことにより，国における該当職員はいない。（以下同じ）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	254,350 円	345,708 円	379,224 円	400,446 円
	高校卒	217,648 円	304,161 円	339,915 円	377,855 円
技能労務職	高校卒	― 円	280,125 円	313,550 円	358,711 円
	中学卒	― 円	260,067 円	285,300 円	309,504 円
高等学校教育職	大学卒	299,991 円	404,061 円	424,929 円	445,262 円
	短大卒	261,066 円	350,870 円	393,978 円	373,048 円
小・中学校教育職	大学卒	301,698 円	400,530 円	422,161 円	438,463 円
	短大卒	286,474 円	381,688 円	411,812 円	423,138 円
警察職	大学卒	270,932 円	388,470 円	408,069 円	416,366 円
	高校卒	242,455 円	339,523 円	395,013 円	414,504 円

(注) 技能労務職の経験年数 10 年は該当職員なし。

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長・局長	14 人	0.3 %	464,600 円	537,700 円
8級	局長・次長	36 人	0.7 %	413,000 円	478,200 円
7級	次長・課長	56 人	1.1 %	366,200 円	456,200 円
6級	課長・課長補佐	401 人	7.5 %	320,600 円	422,600 円
5級	課長補佐	576 人	10.8 %	289,200 円	400,600 円
4級	係長	1,662 人	31.2 %	261,900 円	388,300 円
3級	主査・技術主査・主任・技術主任	1,925 人	36.1 %	222,900 円	354,700 円
2級	主事・技師	320 人	6.0 %	185,800 円	307,800 円
1級	主事・技師	342 人	6.4 %	135,600 円	243,700 円
		5,332 人	100.0 %		

（注）1　この表は，鹿児島県の給与条例に基づく給料表の区分による職員数を示したものである。
標準的な職務内容とは，それぞれの級に該当する代表的な職務である。

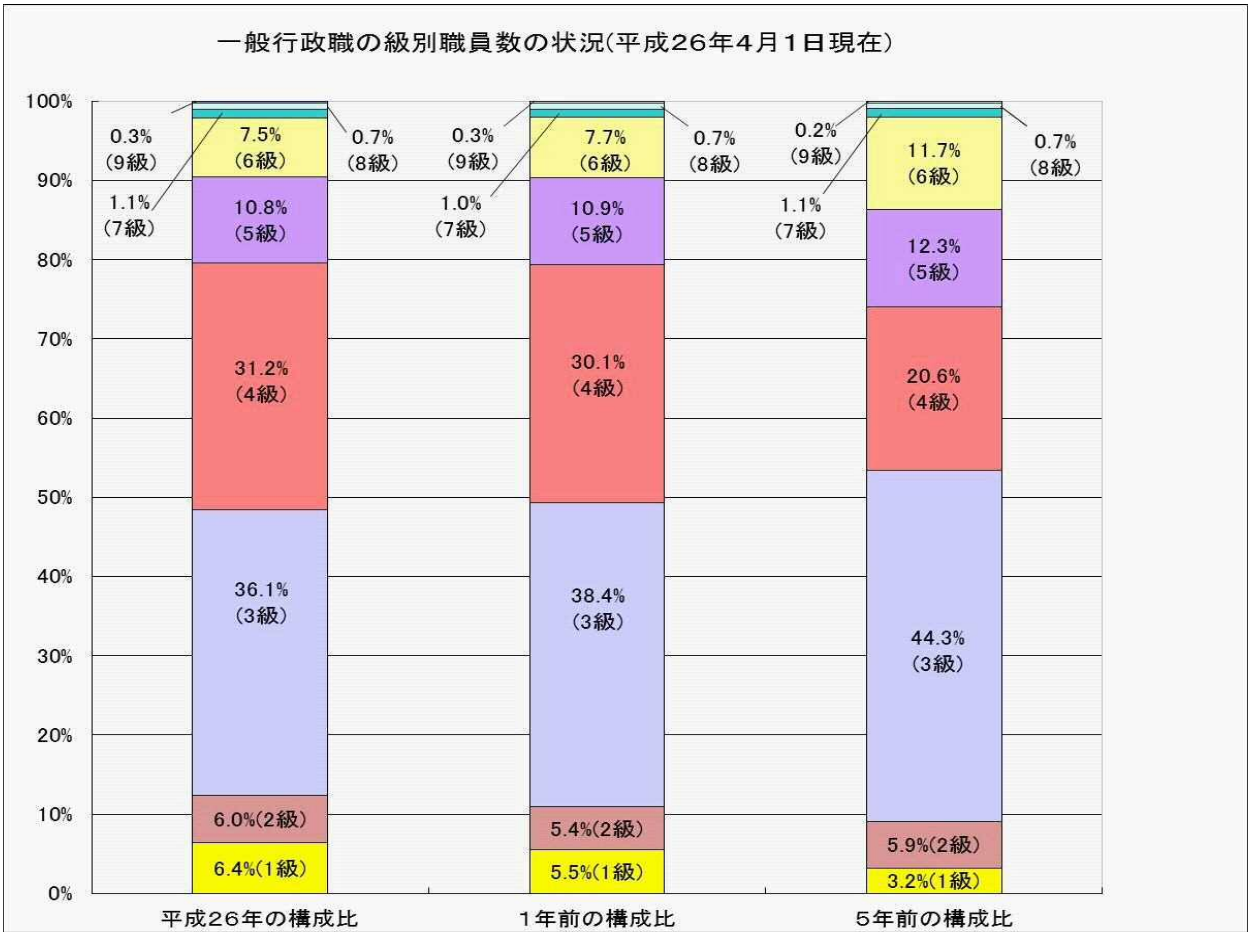

(2)　昇給への勤務成績の反映状況

①　勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき，全職員について勤務成績の評定を実施。

②　昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績が「良好」とされた職員の昇給号給数を4号給（＝標準）とし，勤務成績が「やや良好でない」又は「良好でない」とされた職員については，昇給の抑制等を実施。

なお，勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」とされた職員については，当分の間，「良好」とされた職員と同様の昇給を実施。

4　職員の手当の状況

(1)　期末手当・勤勉手当

鹿　児　島　県	国
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,536　千円	―
（平成25年度支給割合） 期末手当　2.60月分　(1.45)月分 勤勉手当　1.35月分　(0.65)月分	期末手当　2.60月分　(1.45)月分 勤勉手当　1.35月分　(0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　10％	職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算　5％～20％ ・管理職加算　10％～25％

（注）　（　）内は，再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

①　勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき，全職員について勤務成績の評定を実施

②　勤勉手当への勤務実績の反映方法
勤務成績が「良好」とされた職員の成績率を0.66（＝標準）とし，勤務成績が「やや良好でない」又は「良好でない」とされた職員については，成績率の抑制を実施。
なお，勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」とされた職員については，当分の間，「良好」とされた職員と同様の成績率を適用。

(2)　退職手当（平成26年4月1日現在）

鹿　児　島　県			国
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	同左
勤続２０年	21.62　月分	27.025 月分	
勤続２５年	30.82　月分	36.57　月分	
勤続３５年	43.70　月分	52.44　月分	
最高限度額	52.44　月分	52.44　月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（２％～４５％加算）		
平成25年度全職種 1人当たり平均支給額	（自己都合）822 千円	（応募認定・定年）25,429 千円	―

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は，平成25年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成２５年度決算）	70,463　千円		
支給対象職員１人当たり平均支給年額（平成２５年度決算）	782,000　　円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18 %	36 人	18 %
大　　阪　　市	15 %	11 人	15 %
福　　岡　　市	10 %	4 人	10 %
長　　崎　　市	3 %	1 人	3 %
岐阜市・太宰府市・掛川市	3 %	3 人	3 %
医　　　　師	15 %	34 人	15 %
平均支給率	15.4 %	―	15.4 %
地域手当補正後ラスパイレス指数（ラスパイレス指数）			97.2 (97.2)

（注）　1　平成18年度の給与改定において，調整手当を廃止し，地域手当を新設した。（支給対象者等の支給要件は概ね従来どおりである。）
地域手当は，民間賃金，物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。
2　「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は，支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。
3　地域手当補正後ラスパイレス指数とは，地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため，地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率/（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出）

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年４月１日現在）

支給実績（25年度決算）	1,115,070　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）	127,000　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	36.1　％
手当の種類（手当数）	４８

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成２５年度決算）	左記職員に対する支給単価
＜知事部局＞				
税務手当	総務部税務課，地域振興局総務企画部等に勤務する職員	県税に関する賦課及び徴収に関する事務	51,338 千円	日額 (外勤) 750 円 (内勤) 650 円
防疫等作業手当	①　保健所等に勤務する職員 ②　保健所等に勤務する臨床検査技師等	①　感染症が発生している区域等において感染症の患者等の救護作業等に従事 ②　病理細菌検査等業務	2,907 千円	①日額 290 円 ～ 380 円 (危険加算 100/100) ②月額 8,000 円
有毒薬品等取扱手当	農業開発総合センター等に勤務する職員	人体に特に危険性を有する有毒ガスの発生を伴う作業等	1,765 千円	日額 290 円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する医師等	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業	59 千円	日額 250 円
ハブ取扱手当	名瀬保健所，徳之島保健所に勤務する職員	生体ハブの毒液を採取する作業	302 千円	日額 400 円～ 700 円
福祉手当	地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課等に勤務する職員	福祉に関する現業及び指導監督業務	20,268 千円	月額 12,800 円
種雄牛馬等取扱手当	農業開発総合センターに勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取作業等	457 千円	日額 250 円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病の予防注射を接種する作業等	54 千円	日額 290 円
精神保健業務手当	保健所に勤務する保健師等	在宅精神障害者の訪問指導等	106 千円	日額 290 円
食肉検査手当	保健所，食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺，解体の検査等	13,688 千円	日額 600 円
火薬類等取締手当	危機管理局危機管理防災課等に勤務する職員	火薬類取締法の保安検査等	45 千円	日額 250 円
土木現場等作業手当	林務水産部，土木部等に勤務する職員	高所作業，深所作業，坑内作業等	16,494 千円	日額 220 円 ～ 400 円
消防訓練従事手当	消防学校に勤務する職員	消防職員及び消防団員の訓練指導	430 千円	日額 720 円
航空機搭乗作業手当	従事する職員	航空機に搭乗し消防，防災等の作業に従事	0 千円	１時間 1,900 円
用地交渉手当	地域振興局農林水産部又は建設部等に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し，現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	8,167 千円	日額 (昼) 1,000 円 (夜) 1,500 円
夜間部従業手当	県立短期大学に勤務する事務職員	県立短期大学第二部の事務	144 千円	月額 9,000 円
し尿処理施設等検査手当	地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課等に勤務する職員	し尿処理施設等の指導，検査の業務	26 千円	日額 250 円
潜水手当	水産技術開発センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事	58 千円	１時間 310 円 ～ 1,500 円
漁業取締調査手当	水産振興課，水産技術開発センターに勤務する職員	船舶に乗船し，漁業取締り等の業務に従事	1,375 千円	日額 300 円
道路補修作業手当	地域振興局建設部等に勤務する道路整備員	道路補修作業	6,975 千円	日額 300 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成２５年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等手当	林務水産部，土木部等に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し，若しくは発生する恐れのある現場において行う巡回監視	0 千円	日額 350 円 ～ 1,060 円
家畜直腸検査等手当	農業開発総合センター，家畜保健衛生所等に勤務する職員	家畜の直腸検査の作業	563 千円	日 額 ２５０ 円
麻薬取締手当	保健福祉部薬務課に勤務する麻薬取締員である職員	麻薬及び向精神薬取締法第 54 条第５項若しくは第 56 条第１項の規定による業務又は拳銃訓練に従事	0 千円	日額 550 円 ～ 800 円
＜教育委員会＞				
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の２の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	小・中学校の複式の学級における授業，指導に従事	33,261 千円	日額 複式 290 円
教員特殊業務手当	小学校，中学校，高等学校又は特別支援学校に所属する教諭，養護教諭又は栄養教諭等で，教育職給料表（二）又は（三）の１級又は２級の者	① 非常災害時等緊急業務 ② 修学旅行等引率業務 ③ 対外運動競技等への引率業務 ④ 部活動指導業務	428,279 千円	日額 ① 6,000 円 ～ 6,400 円 (特に甚大な被害の場合は，12,800 円) ② 3,400 円 ③ 3,400 円 ④ 2,400 円
教育業務連絡指導手当	小学校，中学校，高等学 校又は特別支援学校に所属する教諭，養護教諭又は栄養教諭のうち，支給規則で定める者	連絡調整及び指導等の業務	126,298 千円	日 額 ２００ 円
夜間管理手当	農業，工業又は水産に関する学科を有する高等学校において当該教科を担当する教頭又は教諭等	家畜分べん等のための夜間勤務	2,104 千円	１夜につき 1,600 円以内
面接指導手当	通信教育の面接指導を行う教育職員（通信教育課程本務者を除く）	面接指導	11,426 千円	１時間 2,110 円
乗船実習指導手当	水産に関する学科を置く高等学校の教育職員	生徒の乗船実習指導	1,282 千円	遠洋漁業の乗船実習 日額 2,600 円 その他 日額 2,100 円
舎監手当	教育職員	寄宿舎管理の業務	30,954 千円	日額 4,400 円以内
漁獲手当	実習船乗船を本務とする学校職員	漁ろう実習	12,602 千円	１航海 (売払代金−手数料)×0.17 以内(支給総額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
＜警察本部＞				
犯罪予防等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち， ① 警視以下の警察官（管理職員を除く） ② 少年補導職員	① 犯罪の予防若しくは捜査，被疑者の逮捕等の作業 ② 少年の補導作業	114,671千円	日額 ① 560円 ② 320円
犯罪鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	① 現場鑑識作業 ② その他の犯罪鑑識作業	7,713千円	日額 ① 560円 ② 280円
看守・護送作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	留置施設の看守又は留置場に留置された者の護送の作業	6,702千円	日額 240円
交通捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警視以下の警察官（管理職員を除く）	交通事故捜査，交通取締り	50,704千円	日額 310円 ～1,260円
警ら作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警部以下の警察官	警ら作業	48,278千円	日額 280円
航空機操縦作業手当	航空隊に勤務する職員のうち，航空機の操縦を担当する職員	航空機の操縦作業	3,177千円	1時間 5,100円
航空機整備作業手当	航空隊に勤務する職員のうち，航空機及び保守器材の整備を担当する職員	航空機及び航空機保守器材の整備作業	1,303千円	日額 1,410円
死体処理作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち， ① 刑事調査官，検視担当 補佐 ② ①以外の職員	検視，死体解剖の立会い等死体の処理作業	28,126千円	1体 ① 3,200円 ② 1,600円 ～3,200円
夜間特殊業務作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	夜間（午後 10 時～翌日午前5時）の業務	72,295千円	1回 410円 ～980円
危険物取扱等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	① 火薬類取締法等による立入検査等作業 ② 爆発物の遮へい等の処理作業 ③ 特殊危険物処理作業 ④ 特殊危険物による被害の危険がある区域での作業 ⑤ ハブ捕獲等作業	282千円	① 1日 250円 ② 1件 4,600円 ③ 1日 2,600円 ～4,600円 ④ 1日 250円 ⑤ 1件 800円
緊急呼出作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員（管理職員を除く）	突発的に発生した事案処理のため呼び出されて，夜間（午後9時～翌日午前5時）を含む時間に，支給対象作業に従事した場合	3,874千円	1回 1,240円
航空機搭乗作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員 ① 航空機整備担当者 ② ①以外の職員	航空機に搭乗して行う捜索救難等作業	2,510千円	1時間 ① 2,200円 ② 1,900円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成２４年度決算）	左記職員に対する支給単価
潜水作業手当	潜水免許を保有する職員	潜水器具を着用しての潜水作業	15 千円	１時間 310 円 ～ 1,500 円
災害応急作業等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	災害現場での人命救助作業等	1,302 千円	日額 420 円 ～ 1,680 円 (東日本大震災関係) 日額 660 円 ～ 40,000 円
側近警衛等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	①　天皇・皇后・皇太子・皇太子妃・文人親王・悠仁親王の側近警衛 ②　その他の皇族の側近警衛・警護対象者の警護	207 千円	日額 ① 1,150 円 ②　640 円
海外犯罪情報収集作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	海外における犯罪捜査の情報収集作業等	0 千円	日額 800 円
銃器犯罪捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	銃器使用犯罪現場での犯人逮捕等	0 千円	日額 600 円 ～ 1,200 円

（注）　特殊勤務手当は，著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（２５年度決算）	3,261,875 千円
職員１人当たり平均支給年額（２５年度決算）	317 千円
支給実績（２４年度決算）	3,239,479 千円
職員１人当たり平均支給年額（２４年度決算）	312 千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績（平成２５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。